

秋田市教育に関する総合的な施策の大綱 (平成 27 年度 ～ 平成 29 年度)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 1 条の 3 の規定に基づき、本市の教育に関する総合的な施策の大綱を次のとおり定める。

第 1 基本方針

- 1 学校教育部門では、主体的に未来を切りひらき、協働して社会を創造する「自立と共生」の力をはぐくむ学校教育の充実につとめます。
- 2 社会教育部門では、「共に学び 共にはぐくむ 元気な秋田」の実現につとめます。
- 3 スポーツ振興部門では、「はずむ！スポーツ都市」をめざし、生涯にわたる豊かなスポーツライフの実現につとめます。
- 4 文化振興部門では、市民一人ひとりが潤いやゆとりのある生活を送り、活力ある社会を実現できるよう、文化力の向上につとめます。
- 5 教育環境整備部門では、安全・安心で質の高い教育環境の整備につとめます。

第 2 重点施策

1 学校教育部門

子ども一人ひとりに、個性や能力を最大限に発揮して主体的に未来を切りひらく「自立」の力と、互いに支え合い、高め合い、協働して社会を創造する「共生」の力をはぐくむため、以下の取組を重点的に行います。

- (1) 幼保小連携の推進
- (2) 小中一貫した考えに立った教育の充実
- (3) 人と人との絆づくり
- (4) キャリア教育の推進
- (5) 郷土秋田に根ざした教育の推進
- (6) 豊かな人間性をはぐくむ道德教育の充実
- (7) 確かな学力をはぐくむ学習指導の充実
- (8) 読書活動の充実を図るための学校図書館環境の向上
- (9) 一人ひとりの状況に応じた特別支援教育の充実
- (10) いじめを生まない集団づくりの推進
- (11) 不登校に悩む子どもへの支援の充実
- (12) 経験や職務に応じた体系的な教職員研修の推進

2 社会教育部門

生涯にわたって学ぶ楽しさを実感できる社会教育を充実するため、以下の取組を重点的に行います。

- (1) 市民の学習ニーズに対応する各種講座等の充実
- (2) 図書館サービスの向上

3 スポーツ振興部門

スポーツをとoshita新たなにぎわいを創出するため、以下の取組を重点的に行います。

- (1) 市民がスポーツを楽しむことができる普及事業の推進
- (2) スポーツイベントの開催による地域の活性化

4 文化振興部門

文化・芸術をとoshita新たなにぎわいを創出するため、以下の取組を重点的に行います。

- (1) 文化・芸術活動の担い手を育成する支援の充実
- (2) 文化財の保存と活用の推進

5 教育環境整備部門

良好な教育環境の維持向上を目指した学校施設等の整備をすすめるとともに、地域・家庭・学校が一体となって子どもを見守るネットワークづくりに加え、安全・安心な学校給食の提供と食育の充実を図るため、以下の取組を重点的に行います。

- (1) 学校施設の長寿命化計画に基づく学校施設の整備
- (2) 災害を想定した学校施設整備の推進
- (3) 学校配置の適正化
- (4) 社会教育施設、スポーツ施設および文化施設の整備
- (5) 地域と連携して行う通学路の安全確保
- (6) 警察や防犯協会との連携のもと犯罪から子どもを守る体制の強化
- (7) 食物アレルギーのある子どもへの支援体制の充実
- (8) 学校給食調理場の再編
- (9) 学校給食費の公会計化